

「後期高齢支援システム標準化検討会」

第1回議事概要

日 時：令和3年11月15日（月）13：30～15：30

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

那須 孝夫 佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長  
浅野 祐介 佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査  
加藤 博是 渋谷区国民健康保険課長  
加藤 英二 江戸川区健康部医療保険課長  
川嶋 裕士 江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任  
富田 義憲 川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長  
尾崎 淳也 西海市健康ほけん課長  
前田 晃子 鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課  
後期高齢者医療係 主幹

濱井 優樹 北海道後期高齢者医療広域連合 資格管理班長  
（中村 英一 事務局業務担当次長の代理出席）

日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長  
石井 貞行 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ  
村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部  
第二開発部 課長  
永尾 英則 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第1開発課長  
玉置 直人 日本電気株式会社 公共システム開発本部  
プロジェクトマネージャー  
田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部  
社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部  
マネージャー

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

清水 康充	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
伊藤 豪一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
本後 健	厚生労働省保険局高齢者医療課 課長
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

## 【議事次第】

1. 開会
2. 開催要綱について
3. 標準化の検討の進め方について
4. 今後の会議予定（案）について

## 【意見交換（概要）】

- (P. 28) 地域情報プラットフォーム標準仕様に記載のない内容で、標準化範囲内とされている業務のうち標準化対象外におかれるものがあるのではないか。例えば、独自にその自治体が保険料を軽減するような場合は賦課の範囲になると思うが、地域情報プラットフォームの範囲にも入らず、個別に標準化範囲外において処理することになるのか教えてほしい。
- 地域情報プラットフォームの中で定められた機能にはないが、市町村のシステム業務としてあるものについては、パッケージシステムの機能、もしくは調達仕様書から拾い上げるため、検討対象からは漏れないと考えている。なお、今回ご質問頂いた減免管理に関しては、広域標準システムの賦課管理に既に含まれているため、標準化検討の対象外となると認識している。
- これから先 WT で実装必須やオプションの議論をすることだが、自治体側に裁量が無いようであれば、オプション、実装不可といった議論が深められないのではないかと考えた。(P. 23-25) 実装必須、実装不可、標準オプションという3つのカテゴリーの整理がされているが、基本的な考え方として、デジタル庁は標準化対象外の事務であってもパラメータで設定可能なものは標準準拠システムにおいて処理できると説明している。確かに減免そのものは広域連合が行うことなので、市町村が単独で行うことは考えにくいですが、例えば、対象世帯の収入の額や、減免割合の比率の値はパラメータで十分設定可能なため、標準化対象外においても標準準拠システムで処理可能なものがあるという説明がなかった。これからの WT で整理する場合、標準対象外なので標準準拠システムでは何もできないとは必ずしもならないということの方針を確認してほしい。
- ご意見を踏まえて、切り分けが曖昧にならないように、資料は WT の中でもお示しする。
- 標準仕様書を纏めるにあたり、標準対象外の処理であっても標準準拠システム内のパラメータで設定可能なものは、標準仕様書の中に記載しておくことで、より現場の実務が効率化される。
- 大前提として、標準化することによって自治体の様々な独自施策ができなくなるようなことにはしてはならない。これは国会答弁等でも再三再四説明を尽くしているところである。どのように標準化の中で独自施策を吸収していくか、実現していくかについて

て一定の整理を行って関係府省会議の資料4で示している。デジタル庁のWebサイトにも掲載しているので、自治体の皆様にもご覧頂きたい。標準準拠システム自体はノンカスタマイズ原則で自治体の皆様に使って頂くことを徹底すること。そのうえで、どのように独自施策の部分を吸収していくかということを考えたときに、例えば団体規模によって、政令市は実施しているが、市町村には不要な機能は標準オプション機能におとす。また、パラメータ設定で自治体によって任意の値を設定する必要があるものについてはパラメータ処理で対応する。このような形で、標準準拠システム自体を出来るだけノンカスタマイズで使う取り組みを進めること。そのうえでもなお対応できないものについては、標準準拠システムの外に別に構築することで、直接標準準拠システムに影響を及ぼさないような形、いわゆる疎結合の形でAPI連携等で連携して利用する形を作ること。実際には、それぞれ個別具体的な機能要件を検討していくにあたってどのような形になっていくのかをWT等で深められていくと思われるが、その際には是非AsIsを大事にしながらも、令和7年度以降どういった姿がベストプラクティスなのかという視点で建設的な議論をお願いしたい。

- パラメータ等々の話はデジタル庁から説明があった通り。例えば金額等をパラメータで設定できるという話は標準機能外という意味ではなく、そういう設定が出来るという標準機能にせよという形になると思われる。そのため、多くの自治体で設定を変えて、上乘せ横出しをしていることが明白であれば、標準機能の中に取り込んでいくのが方向性である。純粋な横出し部分をどうするか、API連携のところは悩ましいと思っている。
- (P.29) 標準化対象範囲の中のシステム共通業務となっていた「④システム共通業務」が悩ましい。システム共通と言っても必ずしも後期高齢の範囲だけでなく、全業務システム共通で自治体の既存システムで言うと共通基盤の範囲に入っているようなもの、宛名なども入ってくると思うが、ここは、デジタル庁にガバメントクラウドベースで早期に決めて頂かないと、全業務足並みを揃えてやっていく必要がある部分のため、後期高齢だけの話題ではない。DVについても同様。また、金融機関マスターなど共有されるべきデータの扱いも典型的である。ベースレジストリにすべき。金融機関情報を各自自治体/各業務で持つことはありえないことであるが、ベースレジストリで提供されるのかはガバメントクラウドの機能が見えないとわからない。公印なども本来であれば業務共通、職権代行の議論が違う可能性があるため、個別の業務で見る必要があるかもしれないが、宛名同様共通化されるべき。カスタマーバーコード、QRコード、窓あき封筒についても、税業務などで既に議論を重ねている。業務毎に異なる考え方となった場合、今後ガバメントクラウドから印刷業者にどのように連携していくかといった共通的な議論になった際に、印刷業者に求めるべき機能要件が統一できない、デジタル庁にて業務横断に統一して頂きたい。
- 収滞納については後期高齢しかり国保の議論でも国保料をどうするかとの話になると

想定される。ここも本来デジタル庁に取りまとめて頂くのがよい。

- 今年度中に機能要件の検討が進んでいく中で案が外に出てくるかどうかを気にしている。ここに参加している事業者以外の事業者が標準仕様書案に触れるのが、年度明けの自治体照会のタイミングでは厳しい。
- 全国の自治体サポートをしているベンダーに検討状況は適宜・適切なタイミングで伝わると良いとの意見だと判断した。ベンダー分科会や市町村 WT があるが、住民基本台帳含め全てのベンダーが参加しているわけではないため、手を挙げたベンダーには情報提供をするなり、傍聴を認めるといった情報共有が出来るとよい。
- 今回ベンダーWG のメンバは、JAHIS 加入団体からご参加いただいている。JAHIS には、後期高齢支援システムを開発している多くのベンダーが加入しているため、情報提供するとするならばそこを経由して提供することが考えられる。また、厚労省支援のもと、全国の自治体で、どのベンダーのどのシステムを利用しているか調査しているため、ここから逆引きして、コンタクトを取ってご確認頂くといった形も可能と考える。他の第 2 グループの WT のやり方も含めて頂いた懸念点についての対処を検討する。
- データ要件、連携要件についてはデジタル庁で第 1 グループ、第 2 グループについて順次詳細化をしていきたい。詳細化にあたっては関係府省の協力を得ながら進めており、具体的には標準仕様書の機能要件、帳票要件の議論、及び加工可能な形での案を共有頂くことでこういったデータ要件が必要になってくるかといった抽出作業を進めたい。具体的な進め方は厚生労働省とも密接にコミュニケーションを取ってやっていきたい。
- 資料の共有については、各業務 1 回目の検討会の中で依頼をしているが、検討会資料、議事概要はホームページ等での公開をお願いする。ベンダーや全ての自治体に影響のある話であり、タイトな中でもしっかりと意見を聞いていくにあたっては、随時検討状況について把握しておける環境を整えておくことは非常に大事なことである。是非透明性を担保した形での検討会、資料等の公表について協力いただきたい。
- 資料の公表について、デジタル庁から当室にも同様のご意見を頂いている。厚生労働省内で 8 業務標準化検討対象があるが、どのように公開していくかについて検討中であるため、決まり次第各業務関係者に依頼をさせて頂く。